# 千葉市放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託 事業者募集要項

## １　趣　旨

本市では、就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業(以下「子どもルーム」という。)を実施しています。

このたび子どもルームの運営をより円滑に行うため、一部の子どもルームの運営業務を担う新たな事業者を募集いたします。

募集にあたっては、豊富な知識やノウハウ・経験等を生かし、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供するため、プロポーザル方式により民間事業者から広く提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査したうえで、最も適した提案をした事業者を選定します。

## ２　事業の概要

小学校の放課後において、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえた、児童の健全育成を行います。

ただし、子どもルームの利用についての審査及び利用料徴収に関する事務を除きます。

### （１）実施場所

【稲毛区】

| 実　施　場　所 | 所　在　地 | |
|---|---|---|
| 宮野木小学校子どもルーム | 稲毛区宮野木町２１００ | 小学校校舎内 |
| 宮野木小学校子どもルーム（高） | 〃 | 小学校校舎内特別教室 |
| 宮野木子どもルーム | 稲毛区宮野木町１７５２－１８８ | 小学校敷地外単独施設 |

【緑区】

| 実　施　場　所 | 所　在　地 | |
|---|---|---|
| 有吉小学校子どもルーム | 緑区おゆみ野１－５３ | 小学校校舎内 |
| 扇田子どもルーム | 緑区おゆみ野有吉３－１ | 小学校敷地外単独施設 |
| 小谷小学校子どもルーム | 緑区おゆみ野４－４５ | 小学校校舎内 |
| 小谷小学校子どもルーム（高） | 〃 | 小学校校舎内特別教室 |

※区ごとに事業者を募集します。１事業者が稲毛区、緑区の両方に応募することもできます。
※（高）は高学年ルームを指し、原則高学年児童が利用する子どもルームとなっております。
※子どもルームの整備状況や小学校の工事の都合上、実施場所が変更になる場合があります。
※委託期間中に支援単位が増える場合があります。

### （２）事業内容

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 次の要件にいずれにも該当する者<br>・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生<br>・市内に居住する又は市内の小学校に通う小学生 |
| 定　　員 | 【稲毛区】<br>・宮野木小学校子どもルーム　４９人（支援の単位１）<br>・宮野木小学校子どもルーム（高）　４０人（支援の単位１）<br>・宮野木子どもルーム　８０人（支援の単位２）<br>【緑区】 |

| | |
|---|---|
| | ・有吉小学校子どもルーム　１００人（支援の単位２）<br>・扇田子どもルーム　７２人（支援の単位２）<br>・小谷小学校子どもルーム　１３８人（支援の単位３）<br>・小谷小学校子どもルーム（高）　４０人（支援の単位１） |
| 実 施 日 | 月曜日から土曜日（ただし、祝日と１２月２９日～１月３日を除く） |
| 運営時間 | ①　通常授業日（月～金）　授業終了後～午後６時　※短縮授業日含む<br>②　土曜日　午前8時～午後６時<br>③　振替休業日　午前8時～午後６時<br>④　長期休業日（春・夏・秋・冬休み期間）　午前8時～午後６時<br>※延長保育利用児童がいる場合、午後７時まで開所します。 |
| 利用登録等 | ・利用申込は、各区保健福祉センターのこども家庭課で受付を行い審査・入所決定後、必要な情報を記載した名簿を作成し、随時受託者に提供します。<br>・ただし、新年度の申込み受付について、一定期間（10月から11月の概ね1か月程度）は、施設にて受託者が受理し、市に送付して下さい。<br>・利用料金は千葉市の歳入となります。なお、おやつ代については実費分（月2,000円）を受託者にて徴収し、調達してください。 |

３　委託内容

別紙「千葉市放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託仕様書」のとおり

４　応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる資格要件の全てを満たしている団体とします。

なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応募資格及び契約交渉権を取り消します。

【資格要件】

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者で、次ののいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該業務の企画提案書提出前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていない者

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を参加申込受付期限の日から企画提案書の提出期限の日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者

キ　法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

ケ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

（２）当該団体又は役員等が、千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第９条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

（３）公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

５　選定の手順

| 日　　程 | | | 項　　目 | 時間 |
|---|---|---|---|---|
| 令和４年 | １０月 | ３日（月） | 公募開始 | |
| | | １１日（火） | 参加申込書作成にあたっての質問締切 | 正午まで |
| | | ２１日（金） | 質問への回答予定日 | |
| | | ２８日（金） | 参加申込書の提出締切 | 午後５時まで |
| | １１月 | ４日（金） | 企画提案書の提出締切 | 午後５時まで |
| | | 中旬 | プレゼンテーション及びヒアリング | 日時・場所は追ってお知らせします。 |
| | １２月 | 上旬 | 選考結果の通知 | |
| | | 下旬 | 運営業務委託契約の締結（予定） | |

６　質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付けます。

・受付期間　　令和４年１０月１１日（火）正午まで
　　※受付期間を過ぎて提出された質問は、一切受け付けないものとします。

・提出方法　　「質問書（様式第１号）」により、問合せ先までＥメール、又はFAXにより提出してください。なお、提出後、提出した旨の電話連絡をお願いします。

・回答方法　　令和４年１０月２１日（金）に市ホームページに回答を掲載します。

７　参加申込書の提出

（１）提出期限　　令和４年１０月２８日（金）午後５時まで

（２）提出場所　　〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号
　　千葉市こども未来局こども未来部健全育成課（千葉市役所本庁舎１階）

（３）提出方法　　持参または郵送（※郵送の場合は提出期限までに必着）

（４）参加申込に必要な書類

参加申込書のほか、以下を１部ずつ提出してください。

ア　参加申請書兼誓約書（様式第２号）

イ　法人又は団体の概要（様式第３号）

ウ　登記事項証明書（発行後３か月以内のものに限る。）

エ　印鑑証明書（発行後３か月以内のものに限る。）

オ　納税証明書（直近３年分）

ａ　千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者
　・千葉市税の納税証明書
　・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書

ｂ　上記以外の者
　・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書

８　企画提案書の提出

（１）提出期限　　令和３年１１月４日（金）午後５時まで

（２）提出場所　　〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号
　　千葉市こども未来局こども未来部健全育成課（千葉市役所本庁舎１階）

（３）提出方法　　持参または郵送（※郵送の場合は提出期限までに必着）

（４）企画提案に必要な書類

ア　提案書（様式第４号）

※審査における公平性を保つため、事業者名及び事業者を特定する事項や団体名、施設名、ロゴマーク等の申請者が特定できる情報を掲載しないこと。
※文字等は、１０．５ポイント以上のフォントを用いること。

イ　見積書（様式第５号）
※複数の区に応募する場合は、区ごとに別葉にして見積もること。

（５）提出部数
正本１部、副本５部
※正本には業者名等を記載すること。また副本は業者名等を記載しないこと。

９　選考方法
応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを市で確認のうえ、千葉市放課後児童健全育成事業運営業務委託公募プロポーザル選考委員会が選考基準に基づき審査を実施します。
提案書並びに下記のとおり実施するプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、各委員が審査・採点し、各委員の得点第一位を最も多く得た事業者を受託者として決定します。

（１）実施日時　令和４年１１月１５日頃を予定（追ってお知らせします）
（２）実施場所　未定（追ってお知らせします）
（３）実施内容　提出済みの企画提案書に沿って企画提案内容のプレゼンテーションを行うこと。
なお、提出済みの書類以外を用いたプレゼンテーションは禁止とする。
一応募者あたりの説明時間は１５分以内とし、その後ヒアリング（15 分程度）を受ける。
※一応募者が重複応募を行う場合についても、プレゼンテーションは一度の実施になります。なお、提案者多数の場合には説明時間及びヒアリングの時間が短縮される場合があります。

【選考基準】

選考に係る評価項目、基準、配点（100点満点）は次のとおりとします。

※提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。

| 審査項目 | 審査基準 | 配点評価 |
|---|---|---|
| 1　基本理念【２０点】<br>A4片面1枚以内で記述してください | （1）放課後児童健全育成事業を運営するにあたっての基本方針 | 10 |
| | （2）児童の健全育成についての考え方・取組み | 10 |
| 2　管理運営【３０点】<br>A4片面2枚以内で記述してください | （1）責任者・施設長等職員の配置（配置数、常勤、非常勤の別） | 5 |
| | （2）勤務体制（通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制表） | 5 |
| | （3）職員の人材確保及び育成<br>人材の育成方法（要員の接遇能力や専門知識の向上等）<br>研修体制（研修体制、期間と内容の具体的提案）<br>コンプライアンスの保持 | 5 |
| | （4）バックアップ体制（当日の職員の不測の事態への対応、欠員補充等） | 5 |
| | （5）利用者意見への対応及び苦情処理体制 | 10 |
| 3　安全対策・危機管理等【２０点】<br>A4片面2枚以内で記述してください | （1）児童の健康管理および怪我や事故発生時の的確な対応に関する具体的な取組み | 5 |
| | （2）地震・火災などの災害時及び不審者等緊急時の対応と体制 | 5 |
| | （3）施設の衛生・安全管理及び環境への配慮に対する取組み | 5 |
| | （4）施設における具体的な感染症対策 | 5 |
| 4　事業内容【２５点】<br>A4片面2枚以内で記述してください | （1）児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業（運動含む） | 10 |
| | （2）特別な配慮が必要な児童への支援 | 5 |
| | （3）学校や近隣施設、地域との連携、協力について具体的な取組み | 5 |
| | （4）保護者との関わりについての具体的な取組み | 5 |
| 5　同種類似事業の受託実績【５点】<br>A4片面1枚以内で記述してください | （1）過去3年における他施設の運営実績等（事業種別、所在市区町村、規模、運営形態、施設の特色あるサービス内容等） | 5 |
| 合計 | | 100 |

10　選考結果の通知

選考結果は、終了後、全ての応募者（共同企業体等にあっては、代表団体）に対して文書により通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。

選考結果の通知後、第1位の提案を行った事業者と別紙「契約書（案）」に基づき業務内容、契約条件等について協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めません。

11　委託期間

令和５年（２０２３年）4月1日 ～ 令和８年（２０２６年）3月３１日

12　業務委託料

業務委託料は、以下の金額を上限とします。

【稲毛区】　147,000千円（令和５年度～令和７年度の合計金額）

【緑　区】　294,000千円（令和５年度～令和７年度の合計金額）

※放課後児童健全育成事業は第二種社会福祉事業に該当するため、消費税は非課税となります。

※特別な配慮が必要と認められる児童等が登録した場合の増員（支援の単位１につき１名）に必要な経費も含むものとし、契約金額については、児童の登録状況等を踏まえ、協議のうえ決定します。

※委託料の支払いは原則として月ごとに支払うものとし、1月当たりの額は契約額（年額）に１２分の1を乗じた額を基本とします。

※見積り作成に際し、職員の賃金水準について令和４年１月以前の水準にて見積りすることとしてください。

【経費内訳】

| 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| 基本運営費※１ | 基本運営費 | 基本運営費 |
| 障害児加配※２ | 障害児加配 | 障害児加配 |

※１　運営に係る基本的な年間経費

※２　特別な配慮が必要と認められる児童のための増員に必要な経費

13　その他留意事項

（１）提案書類の取扱いについて

・提出された書類の内容を変更することはできません。

・提出された参加申請書その他の書類は返却いたしません。

・提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

・選定の公表で必要な場合、市は、提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「千葉市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。また、提出書類及び選考結果が千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とします。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対象としません。

（２）重複提案について

１団体が稲毛区、緑区それぞれに応募することも可能です。その場合は、見積書を区分毎に提出してください。

（３）失格について

応募者がいずれかに該当する場合には失格となります。

・応募資格要件に該当しないことが判明したとき

・提出書類に虚偽又は不正の記載があるとき

・提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき

・見積額が本募集要項で定める委託料の上限を上回ったとき
・同一箇所に複数の応募を行ったとき

（４）応募費用について

提案書等の作成や応募、選考後の協議に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

（５）契約保証金

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の 100 分の 10 以上の額を納めることとします。

ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とします。

（６）契約について

本委託に係る予算が千葉市議会において議決されない場合は契約を行わないものとします。

なお、この場合、準備等にかかった費用等は全て参加者の負担とし、市は一切の責任を負いません。

14　法令等の遵守

本業務の履行にあたり、以下に例示する他、関係法令及び関係条例等を遵守することとします。

① 児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）
② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（雇児発第 0530 第 1 号）
③ 放課後児童クラブ運営指針（雇児発第 0331 号第 34 号）
④ 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日条例第 51 号）

※受託期間中に法令の改正又は関係通知等があった場合においては、その対応方針及び対応時期については、協議のうえ決定させていただきます。

15　問合せ先

〒260－8722
千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市役所　健全育成課（岩井・山本）
TEL　043－245－5177
FAX　043－245－5995
E－Mail　kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp